

独立行政法人国立文化財機構保有個人情報等管理規程

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第59号

(目的)

第1条 この規程は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第7条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第十二条により、独立行政法人国立文化財機構(以下「機構」という。)における個人情報及び個人番号の適切な管理に関する基本的事項を定め、機構の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、法第2条及び番号法第2条の定めるところによる。

(総括保護管理者)

第3条 機構に、個人情報総括保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報及び個人番号(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する。
- 3 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする個人情報保護委員会を設け、随時開催することができる。

(保護管理者)

第4条 機構の担当部課等に個人情報保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、担当部課等の長をもって充てる。

- 2 保護管理者は、担当部課等における保有個人情報等報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第5条 機構の担当部課等に個人情報保護担当者(以下「保護担当者」という。)を置き、担当部課等に設けられる室の長、上席研究員、主任研究員及び課長補佐をもって充てる。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、担当部課等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 機構に、個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置き、監査室長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する。

3 監査責任者は、必要に応じて、監査の結果について監事に報告する。

（事務取扱担当者）

第7条 機構の本部及び各施設に個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を置き、次の各号に定める職員をもって充てる。

(1)各施設の人事担当

(2)経理担当職員のうち給与業務又は謝金業務担当者

(3)共済事務担当者

(4)その他、総括保護管理者が認めた者

（役員及び職員の責務）

第8条 役員及び職員（以下「職員等」という。）は、法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 職員等は、自己及び扶養親族（機構が当該扶養親族の特定個人情報等を扱う必要がある場合に限る）の個人番号を別に定める方法により、機構に通知する。

（歴史資料等に含まれる個人情報の取扱）

第9条 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号の規定により、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第5条第1項第1号が定める機構の博物館及び同施行令第5条第1項第4号の規定により内閣総理大臣が指定した機構の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理がされているものに個人情報が記録されている場合にあっては、保有個人情報等の管理及び取扱に準ずる形で、漏えいの防止のために必要な措置をとるものとする。

（その他）

第10条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月4日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月30日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月18日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月25日に改正し、平成28年4月1日から施行する。